

TikTokを活用した平群町PR動画制作等委託業務に係るプロポーザル実施要領

1.業務の目的

本町では、20代の若者の転出超過や合計特殊出生率の伸び悩みが続いており、これからも持続可能なまちであるためには、解決すべき最も大きな課題の一つとなっている。

このことから、本業務では特に20代前後の若者層を主なターゲットとし、話題性の高いインフルエンサーを起用して子育てに適した環境など本町の魅力をPRするショートムービーを制作・発信することで、「平群町で結婚し、子育てしたい」と考える若者層の増加と交流人口の拡大を図ることを目的とする。

2.業務の概要

(1) 業務の名称

TikTokを活用した平群町PR動画制作等委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「TikTokを活用した平群町PR動画制作等委託業務仕様書」

（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 事業費上限額

2,090,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3.参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）に同種業務(動画制作・投稿・SNSプロモーションなど)の実績があること
- (2) 緊急の対応や打合せ等が必要なときに、迅速に対応ができること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 参加表明書提出期限日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (5) 平群町の令和6年度の入札参加資格を有する者は、参加表明書提出期限日以降において、平群町指名停止処分を受けていないこと。また、令和6年度の入札参加資格を有しない者については、他市町村で指名停止処分を受けていないこと。

- (6) 平群町の令和6年度の入札参加資格を有しない者は、参加表明書提出と共に別紙「TikTokを活用した平群町PR動画制作等委託業務 公募型プロポーザル参加資格審査申請要領」に定める関係書類を提出すること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと

4.プロポーザル実施日程

内容	日程
公告日	令和 6年 5月22日（水）
参加表明書の提出期限	令和 6年 6月 3日（月）午後5時まで
質問の受付期限	令和 6年 6月 3日（水）午後5時まで
質問への回答	令和 6年 6月 5日（水）
企画提案書等の提出期限	令和 6年 6月12日（水）午後5時まで
審査（書類審査）※応募多数の場合	令和 6年 6月中旬～下旬
審査（プレゼンテーション）	令和 6年 7月上旬
受託候補者の選定	令和 6年 7月上旬～中旬

5.参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ・参加表明書(第1号様式)
- ・公募型プロポーザル参加審査申請要領に定める関係書類（平群町が執行する物品・その他の業者登録をしていない方）

(2) 提出期限

上記「4.プロポーザル実施日程」のとおり

(3) 提出場所及び受付時間

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

平群町役場 総務部 まち未来推進課

午前8時30分から午後5時まで（ただし、土日・祝日を除く）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は「一般書留郵便」「簡易書留郵便」「特定記録郵便」のいずれかにより期限内必着すること。郵送方法が異なる場合

は、受け付けない。

※特定記録郵便等と同様の取り扱いであれば民間会社の宅急便等でも可とする。

6.質問の受付及び回答

本業務の仕様書等に係る質問については、その内容を記載した質問書（任意様式）により、電子メールで提出すること。また、件名を「TikTokを活用した平群町PR動画制作等委託業務に係る質問」とすること。なお、電話及び口頭による質問には回答しない。

※ 電子メール送信後に、電話による受信確認を必ず行うこと。

※ 質問は、1参加者につき1回までとする。

(1) 質問受付期間及び回答日

上記「4.プロポーザル実施日程」のとおり

(2) 提出先

平群町役場 総務部 まち未来推進課 machi-mirai@town.heguri.nara.jp

(3) 回答方法

参加表明書(第1号様式)の提出があった者に対し、電子メールで回答する。

7.企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者は、次に定める書類(企画提案書等)に必要な事項を記載の上、提出すること。なお、提出書類等はホームページからダウンロードにより入手すること。

① プロポーザル提案申請書(第2号様式)

② 誓約書(第3号様式)

③ 会社概要書(第4号様式)

④ 実績調書(第5号様式)

⑤ 業務実施及び連絡体制表(任意様式)

⑥ 企画提案書(任意様式)

(a)企画提案書表紙（任意様式）

(b)事業実施スケジュール（任意様式）

(c)企画提案書（任意様式）

・ 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙（20頁まで）、使用するフォントサイズは11ポイント以上とすること。

・ 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。

- ・ 使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。
- ・ 専門用語、略語等に関しては、脚注等により定義または説明を付記するなど、分かりやすい記載を心がけること。

⑦ 見積書(任意様式)

- ※ 見積額には消費税額及び地方消費税額を含む。
- ※ 企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

(2) 提出期限等

① 提出期限

上記「4.プロポーザル実施日程」のとおり

② 提出部数

正本1部、副本8部

※ 会社名等は正本のみに記載し、副本には提案者を特定できるもの（社名、社章など）を一切記載しないこと。

③ 提出場所及び受付時間

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

平群町役場 総務部 まち未来推進課

午前8時30分から午後5時まで（ただし、土日・祝日を除く）

④ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は「一般書留郵便」「簡易書留郵便」「特定記録郵便」のいずれかにより期限内必着する。（特定記録郵便等と同様の取り扱いであれば民間会社の宅急便等でも可とする。）郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

⑤ その他

(a) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しない。

(b) 企画提案書等の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、町から指示があった場合を除く。

(c) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ・ 見積金額が事業費上限額を超えている場合

8.受託候補者の選定

提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。審査は非公開とする。

(1) 審査

①企画提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。別途定める評価基準に従って審査を行い、各審査委員の採点結果の合計が一番高い者を受託候補者とする。ただし、各審査委員の審査結果の合計が一番高い者が複数いた場合は、見積金額の安価な順に選定する。また、受託候補者に次いで高い評価を得た者1者を次点候補者に選定する。なお、実施日時については別途通知する。

②提案者が多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行い、上位5社程度に選定する。

③選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知するとともに、受託候補者及び次点候補者を町ホームページにおいて公表する。なお、審査内容及び審査結果についての問合せや異議申し立て等は一切受け付けない。

(2) 審査における最低基準

各審査委員の評価点の平均点が100点満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない者は選定の対象としない。

(3) 審査対象者が1者の場合の取り扱い

審査対象者が1者であった場合でも審査を行い、最低基準を満たした場合は、当該審査対象者を受託候補者に決定し、その旨を通知するものとする。

(4) 評価基準

各審査の評価項目及び配点は別紙1「各審査における評価基準及び配点一覧表」のとおりとし、審査委員が採点を行う。

10.参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

(1) 参加者の参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。

(4) 見積金額が契約上限額を超えるとき。

(5) 審査の公平性を害する行為があるなどその他受託候補者として不適格と認められるとき。

11.契約の締結

- (1) 選定した受託候補者と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本業務に係る仕様を確定させたうえで、予算の範囲内で契約を締結する。
- (2) 仕様書の内容は、企画提案書による提案内容を基本とし、受託候補者と町との協議により最終的に決定する。
- (3) 受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合は、町に対し、違約金を支払わなければならない。また、受託者が本業務の履行に関して、町に損害を与えたときは、町に対し、その損害を賠償しなければならない。

12.その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の追加・修正・差し替え等は、一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、本プロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は町に対して当該著作物に係る著作権人格権を行使しないものとする。
- (6) 参加表明書（第1号様式）の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（第6号様式）を提出するものとする。

13.連絡先

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号
平群町役場 総務部 まち未来推進課
電話：0745-45-1002 FAX：0745-45-6619
E-mail：machi-mirai@town.heguri.nara.jp